

# 後期高齢者医療保険料の減免等のお知らせ

～ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方へ ～

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少するなどの影響を受けた方に対する減免等の制度があります。該当すると思われる方やご不明な点がある方は、お問い合わせください。

## ◎保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した世帯の方等の後期高齢者医療保険料を減免します。

### ◆対象となる世帯の方

【基準 1】 令和4年度中に主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方

【基準 2】 主たる生計維持者の令和4年中の事業収入等（事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入）の減少が見込まれる世帯のうち、次の(1)～(3)の全てに該当する世帯の方

- (1) 令和4年中の事業収入等のいずれかが令和3年中と比べて30%以上減少する見込みであること
- (2) 令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下であること
- (3) 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること

### ◆対象となる保険料

令和4年度分の保険料のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

### ◆減免額

上記の【基準 1】に該当する世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除

上記の【基準 2】に該当する世帯の方 ⇒ 対象保険料額(※)の一部を減額（次の式で算出）

減免額	=	対象 保険料額 (※)	×	主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	300万円 以下	400万円 以下	550万円 以下	750万円 以下	1,000万円 以下
				減免割合	100%	80%	60%	40%	20%

・世帯の主たる生計維持者が事業等の廃止・失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額を100%免除します。

(※)「対象保険料額」とは、以下の式で算定した額です。

$$\boxed{\text{対象  
保険料額}} = \boxed{\text{年間  
保険料額}} \times \boxed{\text{世帯の主たる生計維持者の  
減少が見込まれる事業収入等  
にかかる前年の所得額}} \div \boxed{\text{世帯の主たる生計維持者  
及び世帯の被保険者全員の  
前年の合計所得金額}}$$

## ◎傷病手当金の支給

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いで就労できず、給与等の支払いを受けることができなくなった場合に、傷病手当金を支給します。

=== 裏面もご覧ください ===

【問合先】 保険医療課 福祉医療係 電話 (052) 444-3168  
FAX (052) 443-3555

## 後期高齢者医療制度の保険料率等改定のお知らせ

### ■令和4・5年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率の改定を行いました。

令和2・3年度の保険料率		⇒	令和4・5年度の保険料率	
所得割率	9.64%		所得割率	9.57% (▲0.07ポイント)
被保険者均等割額	48,765円		被保険者均等割額	49,398円 (+633円)

### ■保険料賦課限度額の改定について

令和4年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

令和3年度まで	⇒	令和4年度から
64万円		66万円

### ■令和4年度の保険料の計算方法について

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="text-align: center;">所得割額</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">(所得金額－基礎控除額*) × 所得割率 9.57%</td></tr> </table>	所得割額	(所得金額－基礎控除額*) × 所得割率 9.57%	+	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="text-align: center;">被保険者均等割額</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">被保険者一人当たり 49,398円</td></tr> </table>	被保険者均等割額	被保険者一人当たり 49,398円	=	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="text-align: center;">保険料(年額)</th></tr> <tr><td style="text-align: center;">(限度額 66万円) ※100円未満切捨て</td></tr> </table>	保険料(年額)	(限度額 66万円) ※100円未満切捨て
所得割額										
(所得金額－基礎控除額*) × 所得割率 9.57%										
被保険者均等割額										
被保険者一人当たり 49,398円										
保険料(年額)										
(限度額 66万円) ※100円未満切捨て										

\*基礎控除額

- 合計所得金額 2,400万円以下の場合、基礎控除額 43万円
- 合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下の場合、基礎控除額 29万円
- 合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下の場合、基礎控除額 15万円
- 合計所得金額 2,500万円超の場合、適用なし

### ■令和4年度の被保険者均等割額の軽減について

所得の低い方に対しては、被保険者均等割額の軽減措置を適用します。

被保険者均等割額を <b>7割軽減</b>	所得金額の合計(※1)が 43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
被保険者均等割額を <b>5割軽減</b>	所得金額の合計(※1)が 43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1) 以下の世帯
被保険者均等割額を <b>2割軽減</b>	所得金額の合計(※1)が 43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1) 以下の世帯

(※1)世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計(65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額)

(※2)給与所得者等とは、給与所得を有する者(給与収入が55万円を超える者)または、公的年金等にかかる所得を有する者(65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)をいいます。